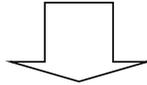


1 訟務制度の概要

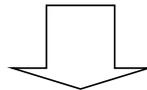
〈訟務事務〉

国の利害に関係のある訴訟について、裁判所に対して
国の立場から申立てや主張、立証などを行う事務

- ・ある法令の解釈が各省庁で不統一となる可能性
- ・複数の所管行政庁のある事件で行政庁どうしが対立する可能性
- ・訟務事務の専門性
- ・経済的観点



訟務事務を統一的・一元的に処理する専門的組織が必要（訟務制度）



法務省設置法

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備，法秩序の維持，国民の権利擁護，国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

法務大臣権限法

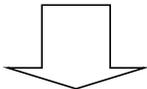
第1条 国を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が、国を代表する。

第2条① 法務大臣は、所部の職員でその指定するものに前条の訴訟を行わせることができる。

第5条① 行政庁は、所部の職員でその指定するものに、当該行政庁の処分又は裁決に係る・・・
国を被告とする訴訟又は当該行政庁を当事者若しくは参加人とする訴訟を行わせることができる。

第6条① 前条第1項の訴訟については、行政庁は、法務大臣の指揮を受けるものとする。

② 法務大臣は、前条第1項の訴訟について、必要があると認めるときは、所部の職員でその指定するもの・・・にその訴訟を行わせ・・・することができる。



訴訟については、法務大臣が国を代表し、行政庁に指揮権を行使

行政庁の政策的判断に指揮権を及ぼす制度ではない。

〈訟務の役割〉

- ・個別の国民と国との間の争訟において、国の立場から適切な主張・立証を行い、法と証拠に基づく適正な解決を図ること。
- ・これによって、個人の権利・利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、法律による行政の原理が確保されることが期待されている。
- ・訴訟方針の決定に当たって、行政庁を指導すべき役割を負っている。